

○国務大臣(細川護国) 今お話がございましたように、六年余りの歳月がかかって、めぐりめぐってまたものと近いところに戻ってきたという思いがあるという趣旨のお話でございました。

確かにそうかもしれません。しかし、いろいろな経過がその間にあってこのような形で取れんしてきたわけでございますから、このことは重く受けとめなければならぬと思っております。この新しいフレームワークの中に本当に魂が入っていくように今後お互いに努力をしていくことが必要なのではないかというふうに思っております。

もとより、繰り返し本委員会でも申し上げておりますように、制度に万全なものはございませんし、この制度が本当に政治の改善につながっていくようにさらなる努力をしていかなければならないことは当然であるというふうに思っております。さらにまた、引き続き将来にわたって改めていくべきところがあればまた両院においてさらに検討を加えていくことが必要であろうと、このように考えているところでございます。

○尾辻秀久君 そこで、本日二番目にお尋ねしたいと考えておりました、全体の改革の中で今どのあたりにあるのかということとは、昨夜の記者会見をお聞きしておりましてとりあえずはわかりました。要するに、改革の第一ラウンドは政治改革で、これは終わった、これから改革の第二ラウンドに当たる経済改革に取り組むんだ、この第二ラウンドの体制を整備するために内閣改造も行うつもりであった、このような記者会見であったと私は理解をいたしました。

しかし、あの記者会見を聞いておりました逆にお尋ねしたいことがいろいろあります。ただ、本日はそのために余り時間をとるべきではないと考えておりますので、ちょっと通告から外れますけれども、きのうのきょうでございますので二点だけお尋ねをさせていただきたいと思っております。

一点は、私がまず申し上げたように、政治改革は終わったと言われたという印象を持ったのであります。しかし、厳密に言いますと、四つひつ

るめてそう言いますけれども、まだ最初の法律すらも成立はしていないのであります。昨日、我が閣根先生が、総理は政治改革が細川内閣最大の使命と言ってきた、法案が国会にかかっているうちは改造しませんが、言うならばくぎを刺されたのであります。総理の御答弁はいまいでありません。そして、夕べの騒ぎでございます。どうも、総理は閣根先生が言われたことをおわかりだったのかなという気がしないでもないんです。

しかも、この後、参議院の選挙制度はどうなるのか、地方の選挙をどうするのか、また後ほどお聞きしてみたいと思いますが、腐敗防止法をどうするのかというように次々にございます。そして何よりも、仏つくつて後どのように魂を入れるかというのが大事なことなんだと思うわけがあります。そういう意味で政治改革はむしろやっとならねばならぬと、言うべきだと思っております。ですが、どうもきのうの記者会見の総理のおっしゃったことの印象がちょっと私はそのように理解できなかったんで、改めて総理の御認識を伺ってみたいと思っております。

それから、二点目に伺います。昨夜の記者会見で総理は随分言葉を選ばれました。しかし、それが官房長官の仲がこまでぎくしゃくしているのかなというのを逆に露呈してしまつたという、これも私の印象であります。どういう意味で当事者とされたのかもわかりませんが、当事者だからといって総理の記者会見に官房長官がおられないのは、やはり奇妙だと思いたしました。こういうことならば、なぜもう率直に官房長官にやめてくれと言われなかったんだらうかというのが私の素朴な疑問であります。

政治改革の目指すものの一つに、総理のリーダーシップの確立ということがあったはずであります。そういう意味では、ちょっときつい言い方かもしれませんが、政治改革がむしろ後退しているのではないかとさえ思つたのであります。この大事な時期に総理のリーダーシップがこんなものでいいんだらうか、大変私は危惧するわけござ

います。内閣改造を断念された今、総理はどのように思っておられるのか。

以上二点、お尋ねをいたします。

○国務大臣(細川護国) 政治改革がまだ緒についたばかりではないか、こういう趣旨のお話でございますが、とりよつては、考え方によりましては確かに申し上げたように、制度というものはその仕組みができたからそれで万全かと言え

ば決してそうではないわけで、本当にこれが生き

た制度になつていくかどうか、絶えず検証しながら改めるべきところは改めていかなければならな

いというふうに思っております。

また、おっしゃいましたように、区割りの審議

会の方もこれから委員が任命をされて審議会がで

きて動き始めていくわけでございますから、そう

いう意味ではまだ道半ばと申し上げてもいいのか

と思ひますし、まして政治改革の本当に実が上

るかどうかということになりますと、これからが

本当に政治改革が始まるんだという意識を持つて

取り組んでいかなければならないということにつ

いては私もおっしゃるとおりだというふうに思っ

ております。ただ、形の上では、この四法が成立

をするということになりますと、一つの区切り、

形の上の区切りはつくのかな、こういう思いはし

ているわけでございます。

それから、官邸の機能ということを恐らくおっ

しやつたのだと思ひますが、このことにつきまし

ては昨日記者会見でも申し上げましたが、何とい

いまして連立与党の中の調整、風通しがよくな

るようにぜひひとつ、今も御努力をいただいてお

ります。さらにひとつ御努力をいただきたいと

いうことを申し上げたところでございます。そう

いう意識を持って、与党内の調整だけでなく、

霞が関の各省庁の間の調整も、このように日米関

係を初めとして、特に経済問題などいろいろな問

題を抱えているときでございますから、その辺に

十分留意をしていただいております。申し上げた

い、こういうことを申し上げた次第でございます。

て、そういう意のあるところをお酌み取りいた

きたいと、こう思っております。

○尾辻秀久君 二点目の問題ですが、私は総理のリーダーシップについてどんなふうにしておられるのか。率直に申し上げて、昨夜の内閣改造断念で総理のリーダーシップが相当傷ついたんではないだろうか、そして今いろいろなことがあるこの大事な時期にもっとリーダーシップを発揮していただかなければ日本のかじ取りが危うくなるんじゃないだろうか、そういう心配をして、その辺のところをどういうふうにご考えておられますかという御質問を申し上げます。

もう一回重ねて御質問申し上げますので、お答えをいただけますでしょうか。

○国務大臣(細川護国) これも昨日記者会見の折にも申し上げたことなのでございますが、連立与党は御承知のとおり八党派で構成をされているわけでございますから、その微妙なバランスというものに絶えず配意しながら政策の決定なりあるいは政権としての意思の決定なりというものをしているかなければならないという宿命にあるわけでございます。そういう中で各党の意見の集約を図りながら物事を決めていくということはなかなか容易なことではないことは事実でございます。

しかし、それがこの連立政権の宿命でございますから、多少きこちなさがあつてもそれをやっていかなければならない。この連立の結束を守っていくということにつきましては、改めて昨日各党の代表者会議あるいは政府・与党の会議などにおきましてそのことの確認をしたところでございまして、今後ともそのような結束に緩みがあつてはならないということにつきましては皆さんそういう認識を持っていただいていると思っております。私もそういうことを受けてしっかりと取り組んでまいりたい、こう考えております。

○尾辻秀久君 おっしゃっておられることはよくわかるんです。連立与党でたくさんの方々が寄り集まっておられるから、そこまではわかるんですが、ですから、こう私は申し上げお聞きをしておる

三

は政治の面でも安全保障の面でもあるいは経済の面でも当然必要なことではないかというふうに思っております。

具体的には、例えば今お話しの日米関係などにいたしまして、政治、安保の面よりも経済的な側面というものがより強く前面に出てくるということになってきているというのが現状でございます。し、そうした観点からの対応というものはより深くコミットをしていかなければならないというのが現実の姿ではないか、このように思っているところでございます。

三〇一条のことにつきましてのお話でございますが、いろいろ新聞報道等にも出ておりますが、現時点ではまだ詳細に政府としては承知をしております。具体的に、いつどのような形で実施をされるかということも不明でございますし、我が国としては冷静にその動向というのを見きわめて、米政府におきましても良識のある判断と行動をしていただきたい、このように強く願っているところでございます。

○尾辻秀久君 スーパー三〇一条の件ですが、けさの新聞があれば報じているものを総理がまだよく知らないんだと言われると、率直にこれは頼りないなど申し上げざるを得ません。わかつてお答えにならないのか、それはまさにわかりませんけれども、もう少し国会の場でありまして、お答えにならないと、余りにお答えとしては、いろいろ御意見もあるようですが、私は納得できないことであるので、もう少しお答えください。

○国務大臣(細川護国) 八九年から九〇年に三〇一条というものが出来たとき、これは御承知のとおり議会の時限立法でございます。この国に対して何をやるのか、こういったようなことはつきりしていただくわけでございますが、今回の場合にはまだそうした具体的なところまでいってはいない。そういう意味で、話としては、うわさとしてはそのような方向が出るのではないか、こういうことは聞いておりますが、今まで我が国としてそれに対する具体的な対応という

ものを考える段階ではない、このように申し上げているわけでございます。

○尾辻秀久君 要するに、向こうとけんかして帰ってこられたわけでありまして、向こうも何か打ち返してくるだろうというのは当然予想されるわけでありまして、これに十分対応せざるを得ない。これはもう総理も覚悟の上だろうと思うわけでありまして、その辺についても少し答えていただければと思ったのでありますが、これもそれだけ申し上げて、次に参ります。

二番目に申し上げたいのは極端な高齢化社会に突入をしようとするところへの対応ですが、これはぜひ今聞きたいことをお聞きします。今なお国民福祉税を指すお考えなのかどうか、この際お尋ねします。

○国務大臣(細川護国) これは、連立与党の中で協議会がスタートをしております。この国会じゅうに結論を出していただくということでございます。その中で従来からずっと政府の税制調査会なりあるいは連立与党の中で御議論をいただいていたようなことも踏まえて当然御議論を詰めていただくであろう、そのように思っております。

○尾辻秀久君 この問題はこれ以上お聞きしてもお答えにならないだろうと思っております。次に、地方分権を言われる総理に、政治改革の中で、国と地方との関係について何点かお尋ねをいたします。

まず一点目は、選挙制度の中で国と地方との整合性について、これは前にも我が党の鎌田先生が質問しておられたのでありますけれども、慎重な検討が必要というお答えだけで済ませておられますので、もう少し具体的なお答えをいただきたいと思っております。

○国務大臣(細川護国) 選挙制度との関係で地方分権をどう考えるか、こういうことでございましょうか。

が、一言で申し上げれば、やはりこれは地方制度全般の問題との絡みの中で考えていくべきことではないかというふうに思っております。

○尾辻秀久君 私が申し上げておりますのは、地方分権を言っておられる総理、もう少し言いますと、地方を大事にすると言っておられる総理であります。選挙制度、今回の政治改革の中でも地方を大事にしたいのだと思っておりますが、ですからお尋ねをします、こういう趣旨でございますので、そのように御理解をいただきたいと思っております。

そこで、選挙制度の中で国と地方との整合性、例えば選挙区の大ささだとかいろいろなことがありますが、そうしたことでどのように考えておられるかということをお尋ねしたつもりであります。

この問題の二点目は、政治資金規正法における政党要件や政党助成法での政党交付金の交付に際して、地方首長や地方議員の数は全く無視しております。そして、例えば沖縄に今ある、表現はいいさかどうかとも思いますが、ローカルな政党を政党として認めないことになりかねないんじゃないかとも思っております。ローカルな政党を、地方に対する配慮というものを法律の中でどのように見ておられるのか、お尋ねをいたします。

○国務大臣(山花貞夫) 今回の政治改革四法の一つの柱である選挙制度につきましては、繰り返しお答え申し上げましたとおり、個人本位の選挙から政党中心の選挙に変えていくというところが眼目となっております。

そして、政党中心というところで考えた場合には、国政段階の選挙において国の政策、国の意思決定に当たって、政党というものは国民の民意の媒体としての役割を持っている。その政党というもののについて一定の継続的な政党の活動等々も考えて四法の調整も行ったところでございまして、その意味におきましては、今御指摘のとおり、例えば地方議員の数その他についても考慮すべきではないか、こういう御意見があることについてはよくわかるわけでありまして、今回の四法

の全体の仕組みからして、まずは衆議院の制度について、そして衆議院の制度については選挙制度を政党中心の、こういったところから来ています。

御指摘の問題については、これからまた参議院の制度もございまして、また地方の選挙制度につきましても今後の議論ということになる、こういうふうに考えているところでございます。

○尾辻秀久君 この際でありますから、地方を大事にしたいのだということをお尋ねを改めてお願いしておきます。

そこで、三点目なんですが、小選挙区の区割りに当たって地方の声を聞くということでありまして、実際にはこれはどういう手順で地方の声を反映しようとするのか、お尋ねいたします。

○国務大臣(佐藤栄作) 御承知のように、審議会法の第八条に、「審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。」ということとされております。また、与党と自由民主党との間に「衆議院議員の選挙区の画定案の作成に当たっては、選挙区画定審議会が必要に応じ地方公共団体の長等の意見を聴取する」という合意ができておるわけでございます。

したがって、これは審議会の七名の委員の方からどういふような運営をされるか、具体的には地方にかけられる場合もあり得るでしょうし、あるいは地方の方に来ていただく、あるいはいろいろな格好での地方の状況、歴史的な状況、あるいは地勢的なところもございまして、大分新しい町が発展しているところもございまして、その辺のところはどのような調査をするかは基本的に審議会の委員の方々が当然考えてやっていただく。

自治省といましては、選挙部が庶務を扱いますので、委員の皆さん方の御下命によりまして、地方の方の意見といましようか、状況が正確につかめるように私たちの方としても最大限お手伝いをさせていただきます。ということが自治省の役目だ

と考えております。

○尾辻秀久君 今や、地方に行きますと、小選挙区の区割りがあるかというのが最大の関心事でございませう。そして、その中で、やっぱり自分のところのことは自分たちがよく知っているんだからぜひ自分たちの声を反映して区割りをしてほしい、これはもう当然のことでありまして、そういう声が大なのであります。その辺は改めて申し上げるまでもありませんけれども、どうぞ配慮していただきますようにこの機会にお願いをいたしておきます。

そこで、いよいよ小選挙区が実施されることになります。私は、実は小選挙区になると大変だと心配していることが二つあるんです。そのことをお尋ねしてみたいと思います。

その前に、まず山花大臣にお尋ねしてみたいんですが、かつてこの委員会でも何回か指摘をした方がおられるんですが、社会新報に小選挙区制は民主政治を根柢から覆すものと書かれた、そのときの御心配は何であつたのかな、こう思うものですから改めてお尋ねをいたします。

○国務大臣(山花貞夫君) 当時の心配はと御指摘いただきましたが、小選挙区と当時言っておりましたのは、当時の与野党の提案もありまして単純小選挙区、こういう気持ちで話しておつたのではなからうかと記憶しているところであります。

実は小選挙区に対する考え方というものは今回の選挙制度論から始まったということでは私個人の気持ちとしてはなかったわけですが、八六年の八増七減の定数は正の際にも、当初は格差は正から始まったテーマについて選挙制度という問題も出てまいりました。当時の坂田議長のおつせん、あるいは与野党の議連の皆さんの合意ということにおきまして、小選挙区についてはとらない、こういう文章が入った中で格差は正の問題が議論されてきた。

実は当時からこういう問題を担当してまいった立場として、今日の国民の意識が多様化し、価値観、そして選択についてもさまざまな選択の対象

というものがあつた得るべきであるという考え方があつたならば、小選挙区の問題については、民意集約という御主張については、それはそれにかつた部分があるかもしれないけれども、民意の反映、少数意見の反映、こういった観点からは問題がある、私はこういうふうに当時考えておりました、そうした中から小選挙区については民主主義を破壊するものである、こういう社会党の党首としての発言をしてきたものでございませう。

当時は自民党から並立制ではなく単純小選挙区制が提案され、野党社会党の側からは定数の格差は正から併用制というところまで主張した中で、党首としての発言であつたということとございませうので、この点若干補足して御説明をさせていただきます。

○尾辻秀久君 私が心配することとどういうことになるのかと思つてお尋ねをしてみました。それが全然違うお話でございました。

そこで、私が今小選挙区が実施されるに当たつて心配することを改めて申し上げてお尋ねをしてみたいと思つております。

まず、それこそ改めてありますが、小選挙区の経験者、保岡先生がどういふことを言われたかということをお聞きいただきたいと思つております。

自戒の念を込めて申し上げれば、私は誰よりも、小選挙区で戦つたことの厳しさを知つております。

ご存じのように、先の総選挙において、奄美群島区は定数四の鹿児島県第一区に編入されました。私も政治家として初めて中選挙区での戦いを経験しました。実のところ、今回の選挙は選挙区がとてつもなく広くなったため、肉体的な苦勞はいたしました。正直いって気分的、精神的には自然体で取り組むことができませんでした。なにしろ、それまではたった一議席への当選を目指して喰うか、喰われるかの死闘を演じていたわけですから、中選挙区のように有権者の二割の支持を得られれば当選という選挙とまったく違って、いま思ひ出して小選挙区の政治的緊

張は相当厳しいものがあつたと感じているところでありませう。

奄美の選挙、保徳戦争と聞けば知らない人は少ない。それくらい、金権選挙や腐敗選挙の代名詞として報道されてきました。その一方の当事者として、責任を否定するつもりは毛頭ありません。しかしそれにしても小選挙区で戦つていた頃の私は、「これ以上我が身を汚すのはいたたまれない。こんな異常な選挙をやめるくらいならいっそ政治家なんてやめてしまおう」。正直そのような思いに駆られる程の地獄を見たことも事実であります。

実は保岡先生は私の先輩でありますので、選挙のとき手伝いもさせていただきました。そうした私の体験上も、小選挙区になると極めて激しい選挙になる、これはそう思うわけでございませう。

保徳戦争の一方の徳田先生も、中選挙区になつたら選挙の費用が十分の一で済んだ、こういうふうな言つておられるわけでありませうけれども、そうした小選挙区、大金がかかるのじゃないかという心配をするわけでございまして、これについてどういふふうにご考えておられるか、そしてどのように対応しようとしておられるか、お尋ねをしてみたいと思つております。

○国務大臣(山花貞夫君) 奄美の選挙の実態については、保岡先生のお話も含めて我々もさまざま聞いておるところでございませう。

ただ、先ほど私が小選挙区について制度論的な回答をいたしましたけれども、むしろ選挙の実態あるいは選挙運動、そうした現実の問題としての問題提起と承つておつたところですが、私は、今回の制度というところにつきましてもやはり腐敗防止、腐敗の根柢というところが四法全体の根源にあつたわけでありませうから、そうした方向で全体がつくられていくということについては先ほど総理もお答えになりましたし委員も御指摘になりましたが、単に制度をつくつただけではなく、魂を入れるんだとおっしゃつた点がこれからのテーマだと思つております。

金権選挙になるんではなからうかということについて、若干図式的に申しては恐縮ですが、やっぱお金の関係というのとは従来から三つのテーマがあつたと思つております。一つは選挙総体にお金をかけないこと、第二番目は政治活動にの資金の透明性、第三番目は企業・団体献金をできるだけ個人献金にかえていく、これが私は政治とお金の関係では大きな三つのテーマだつたと考えています。

今回、小選挙区になることによりまして、正確ではありませうけれども、それぞれの選挙区の法定選挙費用は約三割ぐらい小さくなるということではないでしょうか。全体として区域が小さくなるということを含めて、そこでの総額についてはそういう仕組みになつていくところとございませう。

資金の透明性については、もうくどく申し上げませうけれども、政治資金規正法の改正によつて透明度については五万円超というところによつてかなり変わってくるのではなからうかと思つております。

三番目の企業・団体献金、個人献金という問題については、いろいろ紆余曲折もありましたけれども、従来のような形はなくなる方向にあるんじゃないかならうかと一般的には考えているところとございまして、制度の仕組みとしてはいたずらに金権になるということではない全体の仕組みがあるんだ、こういうふうにご考えているところとございまして、あとは、このできた法律について新しい政治の風土というものを国民の皆さんにも御理解いただく、協力して政治の倫理を確立し、政治家の姿勢を正してつくり上げていく、これからの努力にかかつていくのではないかと思つています。

これだけの議論をやつた上でありませうから、いたずらに金権選挙に走るということについては政治家一人一人の気持ちに秘められた決意というものさえあれば私は克服する道はあると思つておりますけれども、これはすべてこれからのテーマ

であつて、我々も問われているテーマである、こういうふうに考えております。

○尾辻秀久君 あえて今の質問をいたしましたのは、きのう関根先生も随分激しく言っておられましたけれども、腐敗防止法の制定が必要ではないか、こう思うからなのであります。

あえて繰り返してイギリスの例を申し上げるまでもありませんけれども、イギリスが腐敗を食い止めるのは百年かかったと言われております。そして、結局腐敗防止法であつた、こう言われております。そのことをきのう関根先生お尋ねになつたようでありまして、総理の御答弁は余り積極的ではなかつた。どつちかというところ、端的であつたような印象を持ったのであります。総理、これはどうですか。

○国務大臣(細川護国公) 昨日、関根委員にお答えをいたしましたのは、今回の改正におきましても連座制の強化とか罰則の強化とか相当な改革がなされて盛り込まれております。そうした腐敗防止にかかわる条項の整備がさらに今後必要に感じられていくことは当然のことだと思つております。

ただ、腐敗防止法というものを新たに作るということが適当であるかどうかということにつきましては、きのううちよつと申し上げたかどうか覚えておりませんが、現在の公職選挙法でありますとか政治資金規正法でありますとか刑法法であるとか、それぞれの法律の中に盛り込まれて規定を強化するなり改正をするなりしようとしたことであるのか、まあ、やれるのではないかと考えているのか、今強いのではないかと感じているのか、新しい別の腐敗防止法というものを考えることが法制度として適当であるのかどうかということについては今後さらなる検討が必要であらう、こういう趣旨のことを申し上げたところでございます。

○尾辻秀久君 余り時間がなくなつてしまいましたが、最後に政治改革協議会でのような御議論があつたかについてお尋ねをいたします。

小選挙区三百、比例区二百という数字が結論として出てきました。つまるところ、この議論はいろいろありましたけれども、いつか山花大臣が答弁されましたように、政府案が小選挙区制と比例代表制のそれぞれの特徴を生かして相補完するといふものに対して、自民党案が小選挙区に重点を置き、比例部分はその補完である、こういう見方で、いづれをとるかという議論であつたと思ひます。

そこで、最後に三百、二百という数字を出しになつたわけでありまして、政治改革協議会は今申し上げたこの議論にもお答えを出してこの三百、二百という数字になつたのか、お尋ねをいたします。

○衆議院議員(石井一君) 経過は御承知のとおりでございますが、二百五十、二百五十から始まりまして二百七十四で政府案が出され、そして総・総会議によりまして自民党さんの御主張をも入れながら三百、二百ということになつたわけでございます。

このことに関しまして大変大きな変化が起つたかと申しますと、結局は民意の集約と民意の反映とのバランスの上にその数字が出てきたということ、そのウエイトは多少変わったかも知れませんが、根本的な違いがあつたとは思つておりません。

小選挙区を自民党の責任者としてまとめた立場で集約を主張すればそういう形になつてくると思ひますが、国会の議論の中で、第三党以下の存在を否定するの、白昼虐殺をするのかというふうなことを言われまして、理想と現実の中の接点をとにかくこの国会の中で求めたのが今回の結論であり、制度を実施する中に、どちらにウエイトを置くかというふうなことは、今後我々の次の世代の人々が適切に改正を加えながらこの国に最もふさわしい制度を構築していくということが重要ではないか、こう私は思つております。

○尾辻秀久君 いずれにいたしましても、三百、二百という答えが出たわけでありまして、それ

で私どもが理解すればいいのかな、こういうふうにも思つております。これ以上は申し上げません。次に、重複立候補について、これも御議論があつたのでありますからお聞きをいたします。

私は、率直に言つて、どうしてこんな制度が出てきたのかと思うのであります。この制度が重複立候補というのになぜ出てきたのか、これについて御議論があつたかどうか、ずばりお尋ねをいたします。

○国務大臣(佐藤栄作) これは何度か御説明してまいりましたけれども、政党本位になるといふことで、どうしても政党としてこの人は当選をさせたい、しかし小選挙区でもやはり戦つてもらつて党の票も出してほしい、党に裁量権を与えるといふことで、小選挙区で戦い敗れる場合もあるかも知れませんが、なおかつ比例代表にもノミネートすることによって党としてどうしても必要な方については政治活動を続けられるようにしたい、こういう考え方が基本でございます。

○衆議院議員(石井一君) 協議会ではそんなに大きな議論はございませんでしたが、重要な点でございますから御指摘しておきたいのは、この案は海部内閣で自民党政府によって提出を最初されたものでございます。

恐らくその意図は、一つは、二百名という大きな比例部分でございますから、やはり重複立候補を認め、惜敗率を認める中に、人の上に人をつくらず、人の上に人をつくらずという思想もございまして、個人の努力の中に政党の票をも稼がせたい。また、自治大臣が今申されましたように、政党としてはこの人を出したいという人をこちらだけに限らずこちらに入れるという、そういういろいろな考えの中からも英知を絞られて自民党案として出されたものでございます。

○尾辻秀久君 最初が自民党案だと言われると言ひますが、小選挙区に出ても比例区に出るとその分減額になりますね。あるいは比例区の数制限の中でも小選挙区に立候補した者はその数の

制限の中に入れない、こういうようなことも規定の中にあります。要するに、私が申し上げたいのは、何となく重複立候補を奨励しているような面がないのかな。

それから、もつと言わせていただくと、現実の問題として恐らくもうほとんど重複立候補になるんだらうな、こういうふうな思ひ方でありまして、そうなる、まさにきついつい方になるかもしれないが、何となく敗者復活制度かな、こういうふうな思ひ方してしまつてありまして、これ以上は申し上げませんが、そんな感じを持ったので御議論があつたかどうかお尋ねをしたところであります。

それから、これも御議論があつたのかなと思ひます。それからお尋ねをするんですが、比例代表で通つた議員が政党を動かすということに関して、どうも私は率直に言つて納得できない面があるんですが、御議論があつたかどうかお尋ねをいたします。

○衆議院議員(石井一君) 協議会では議論はございませんでしたが、それ以前に自民党の調査会なりあるいは委員会の審議ではそういう議論は出たわけでございます。

確かに問題点はあると思ひます。でございますけれども、政党で選ばれた議員もこれは国民に選ばれた議員ということになるわけでございますから、本人の意思によつて移籍をする場合にはそれを認めるということでございます。しかしながら、そのことによつてできました欠員の場合はそのものと政党の繰り上げということが行われる、そこは政党の筋を通す、こういうことでございます。

それから、重複立候補に関しまして一言。どこかの選挙区で片一方が当選し次点が必ずそれで上がるということであれば、国民は白けてしまふと思ひます。私は、重複立候補は最初の一、二回は多いかも知れませんが、政教はそれぞれ知恵を絞る、やはり比例には比例に適した人、そして選挙運動を電柱に頭を下げてまでするというのは嫌だけれども、この人は政治家とし

て出したいなという人々をそこへ並べ国民の期待にこたえるという形の中から重複立候補という意味はいい意味で使われる方向にいくんだらう、そういう期待を込めて私はあの案をまとめたわけでございます。

○尾辻秀久君 当選後に政党を動いていいということですが、これはやっぱり投票する方の人は政党名を書いて、そしてその政党が順番をつけてその順番で当選をしておるわけでありまして、何もその人の個人名を書いたわけではありません。まさに議員は代表か代理かなんという議論がこの委員会でもありましたし、突き詰めていくとそんな議論にまたなってしまうのかもしれないが、やっぱりどう言おうとおかしいと思うわけでありませう。

しかも、今度の衆議院の選挙はまさに政党本位でやる。政党が前面になって政党本位の選挙をする。そして、その政党が政党の名前を書いてもらってその順番の中で当選して、当選後にそれに対する何の規制もないというのはさっきから申し上げているようにどうかと思つたりもいたします。これは私の意見だということでも申し上げておきたいと思ひます。

いろいろ申し上げてきて、その都度あるいは後ろから怒られたりもしましたけれども、どんな制度というの完全なものはない、これはもう総理が再三言っておられるとおりであります。今度の制度だつて万全ではないはずであります。神でない人間がつくるわけでありまして、そこでは運用の問題だし我々みんながどう頑張つていかうということだと思ひますから、頑張つてくださうと言つたとまた怒られますので、お互いに頑張りますしうと申し上げて質問を終わりにさせていただきます。

○吉川善子君 総理、先国会で政治改革法案は衆議院で可決されたにもかかわらず、私たちの参議院では否決しました。与党は、当委員会運営につ

いてもいろいろな先例を破つて、議会制民主主義の先例を無視して審議も不十分なまま打ち切つて、そして強引に採決に持つていきました。総理以下大臣も与野党の議員の説得に当たられるという異例の行動をとられましたし、党議その他で縛つたと聞いていますけれども、それでも大差で参議院では否決されたわけなんです。

この法案の内容の不当性が審議を通じて明らかになった、国民に受け入れられなかったということだと私は思いますし、参議院の良識がそういう形で発揮されたものだとは私は受けとめているわけなんです。

それを今回、小選挙区三百、比例区二百、十一ブロック、あるいは個人への企業・団体献金を認める、こういった悪い方向にしてしまったということは、参議院で否決した意味というものが全く無視されてしまったんじゃないかと思うんです。私はこのことに対して強い憤りを持っているんです。

総理、この参議院の否決、そして、にもかかわらずこういう結果になったということについて御自身はどういう認識を持っておいでしようか、まず伺ひます。

○国務大臣(細川護国公) 参議院で否決されたということにつきましては、もちろん重く受けとめております。しかし、その後御承知のような経過の中でまたよみがえつて最終的には本日このような形で大詰めを迎えているということでございます。その経過の中で、さまざまなお考え方はございまして、政党政治という現実の中でこのような姿になつてきたということとは、これもまた重く受けとめなければならぬ姿である、このように考えているところでございます。

○吉川善子君 参議院否決、そして両院協議会で成立得られずという段階で総・総会談が持たれて、そしてこれが生き返させられたわけですから、二人のボスと衆参両院議長がいればどんな法律でも通る、これじゃ国会は要らないんじゃないか、こういう批判もされているわけです。

しかも、今回の修正案作成の過程は国民の目の届かないところで行われた。参議院では私も政府に対する対案を提出いたしました。これも一括審議の対象にされていただけにもかかわらず、私も共産党も除かれ二院クラブも除かれた中で今回のこの修正案が出てきているわけですね。しかも、根幹にかかわる部分の修正、それから国会の審議ではほとんど触れられていない内容、そういうものが修正の内容として出てきているのかかわらず、今回参議院では委員会審議では八時間でもつてこの法案を上げてしまふ。国会審議軽視というものが甚だしいと私は思うんです。

こういう国会審議軽視、国会というのは国民の代表がいる国権の最高機関ですから国会を軽視するということは国民を軽視するというところに即つながるわけですから、こういう事態について総理御自身としてはどう御見解をお持ちでしょうか、伺ひます。

○国務大臣(細川護国公) おっしゃることはよくわかりますが、今お話しございました国会での審議時間という点につきましては、これは国会の方で与野党で御議論があつてこのような形になつてはいただいておりますから、その点につきましてはぜひひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

○吉川善子君 私は国会の審議時間の少ないことについて総理に伺つたわけではありませんが、そういう密室協議で個別の政党排除、そういう中でつくられてきた案が国会へ出てくる、そういうことも含めて今御見解を伺つたわけなんです。そういう、私たちとしてはとても承服できない、私たちが承服できない事象が今回進んだわけなんですけれども、具体的な問題についてお伺ひいたします。

まず、その中で比例代表のブロック制ということとが今回出てまいりました。これは百二十八国会、百三十五日ぐらゐあつたと思ひますけれども、そういう国会を通じて審議が行われた。それをわす

か数時間の総・総会談で覆したということでは非常に総理の責任も重く思ひますが、改正案は、比例代表選挙はブロック名簿、ブロック集計、ブロックは第八次審を基本とする、こういうふうになつていくわけですから、これによつていろいろな矛盾が起こつてくると思ひます。十一の分け方というものは地域の一性性ありません。例えば行政単位と関係ないし、私は埼玉県に住んでいる者なんですけれども、埼玉と群馬が同じブロックとか、南関東の千葉と山梨が同じだとか、そういう問題あります。そこはきょうは触れません。

伺ひたい点は、自治省、政府委員の方で結構ですが、ブロック制にしたことで一議席に当選必要得票率というものが、それは何%なんですか。例えば具体的に四国ブロックの例で何%あれば一議席とれるのか、教えてください。

○政府委員(佐野徹治君) これはいろんなケースがございまして。名簿の届け出をいたしました政党の数が幾つあるか、こういふことにもよります。で、一概には言えないわけですが、四国ブロックは定数が七でございます。そういたしますと、定数七のところでは当選を得るための条件と申しますか、それを仮定の話として計算をいたしますと、定数七にプラス一をいたしまして、その中で議席一を確保することでございます。ば一二・五%ということに相なるわけでございます。名簿届け出政党の数が多くなりますれば、この当選の得票の割合というのは下がっていくのではないかと考えられます。

○吉川善子君 一番定数の少ないところの数字をお伺ひいたしました。今回ブロック制にすることによつて足切りが非常に高くなる、こういうことだと思ひます。阻止条項というのはなくしたわけなんですけれども、当然のことですけれども、今の例でいくと、一二・五%で一議席という二・四%では当選できないということですので、この投票が死票になつて議席に結びつかない、こういう結果が生じてくるわけですね。

これはもうひどい足切りで、比例代表制が民意の反映だということを繰り返して答弁で述べられておりますけれども、これだけ大量の死票が出て民意の反映というふうに見えるのかどうか。そして、その比例の定数を二百に減らした上にブロック制で足切りを高くしたということは、二重の意味で民意の反映を阻害することになると思うんです。総理は民意の反映ということを繰り返しておっしゃっておられましたけれども、そういう答弁とも矛盾するものではありませんか。

○国務大臣(山花貞夫君) 今の御指摘のとおり、今回の改正案におきましては比例代表選挙を行う区域はブロックとされました。政府案とはそこが違ったわけですが、全国一本にするべきかブロックにするべきかあるいは都道府県にするべきかということにつきましては法案の当初からの議論でもございました。

また、このブロックの考え方につきましては、御承知のとおり第八次選挙制度審議会における比例代表の区域ということについてもブロックということについては議論としてはあったわけですが、いまして、政府としては、当初の法案がこうした形に協議の中で修正されたわけでありまして、これは国会における御議論の結論として尊重する、こういう立場でございます。

また、全国一本の場合の政府案にあった三%よりも得票率が高くなるではないか、四国ならば一・五%と、こういう御指摘をいただきましたけれども、今回の御議論を設けなかったことは御存じのとおりでございます。かつて政府案のときには、もう数からいえば当選できる票を獲得しているのにそれを切るではないか、その意味におきましてはまさに阻止事項そのものであった、こういうような御批判をいただいていたところでございます。

今回は、足切りと今おっしゃいましたけれども、当選ラインがそこに引かれる、こういうことで、むしろ政府案のときは若干違った阻止事項的な意味があるんじゃないかならうかと思っております。

ます。

これは現在の中選挙区におきましても、四人区ならば二五%あるいは五人区ならば二〇%という、さつき四国の場合の七人の二・五%よりもはるかに高い当選ラインというものがあられるわけでありまして、その意味におきましては当選ラインは今日の中選挙区より下がった、こういう言い方は制度が違いますからできないと思いますけれども、要するに当選ラインがそこに引かれるということでありまして、本来もつとれるんだけれどもカットする、こうした阻止事項とは違った意味を持つていてはないかと思っております。

ブロックの定数は、人口に比例いたしましたのできる限り、今回は一・〇幾つじやなかったかと思っておりますけれども、そういうふうな比例で配分したものですから、御指摘のようにブロック制を導入するというに伴うやむを得ない結果である、こういうふうに考えているところでございます。

○吉川善子君 山花大臣、国会の審議の結論としてブロック制を尊重するとおっしゃったけれども、ブロック制が国会の審議の対象になったのは今回初めてです。国会の審議も何も経ていなく、いまやられるということとを私は批判しているのに、国会の審議を尊重するということは全く答弁としては、支離滅裂とは言わないけれども、なっていないですね。

それでもう一つ、中選挙区制でもちろん死票が出るということとは私たちが十分承知しております。しかし、今度は三百はもう小選挙区ということ、食うか食われるかの質問も今ありましたけれども、選挙区でそういう大量の死票の山を築くわけですね。そういうことを三百でやって、さらに比例区の方で民意の反映をするからということと総理が繰り返して答弁されてきたわけなんです、言ってみれば小選挙区制を入れる一つの何というか緩和策みたいな形で答弁されてきたのが、今度そういう形で、今見ても二二%以上の事実上の足切りになります。

なるということについて、私は山花大臣でなくて総理に伺いたいんですが、そういう民意の反映というのを今まで最大の根拠としてきた比例代表の問題について、答弁と矛盾しませんかということとを細川総理に重ねて伺いたいと思います。

○国務大臣(細川護国君) 今、山花大臣からお答えをしたことに尽きていると思いますが、各ブロックの定数は人口に比例して配分をされているわけでございます。お話をあつたようなことにつきましては、ブロック制を導入したことによるやむを得ない結果であるということだと思っております。

○吉川善子君 これも御答弁としては全く説得力がありません。私は、民意の反映という今まで総理がおっしゃっていったこと自身も犠牲にしてこういう形で出してきたということは大変不当であるということとを厳しく指摘しておきたいと思っております。

それで、選挙運動の自由の問題について伺いたしますけれども、きのう参議議員が質問したこと、二、三重重ねてまず質問をしておきたいと思っております。

申すまでもありませんけれども、選挙というのは国民が政治に参加する最大の機会、選挙のときこそ政党とか候補者を正しく選択するための争点、各党の政策、理念、こういうものがよく有権者にわかるように、国民の知る権利が守られるようにするということが憲法の基本理念からいって求められていると思うんです。

そういう意味で、当初ありました政府案の戸別訪問の解禁とすることは当然の措置であるとして私は思っております。しかし、総、総合意で戸別訪問は現行どおり禁止ということにされてしまいましたけれども、これも政府案のさらなる後退として非常に遺憾なことだと思います。その結果、戸別訪問が許されれば選挙ビラの戸別配布ということもできるという前提での法案ができていたと思うんですけれども、それでもできなくなりました。これは、戸別訪問の禁止という措置を改めてとられるならば、少なくとも選挙ビラの戸別配布は従来どおり認めるようにすべきではないでしょうか。まず、その点を伺います。

ですから、戸別訪問の禁止という措置を改めてとられるならば、少なくとも選挙ビラの戸別配布は従来どおり認めるようにすべきではないでしょうか。まず、その点を伺います。

○国務大臣(佐藤栄蔵君) 政治活動はできる限り自由な方がいい、自由であるべきであるということとは原則として私も賛成でございます。ただ、選挙運動期間というのは、候補者なりその政党にとりまして一定の秩序、公平性ということも求めていかなければならぬわけでございまして、選挙法というのはその基本にのっとってできておるわけでございます。

今御質問の問題につきましては、今度のいわゆる政党ビラというのは候補者の名前も書くことができるわけですね。そうすると、三種類ということになっていきますが、幾らでもそれを配つていいということにつきましては、ビラが無秩序にはならんことを防止するという立場、あるいは今のいわゆる俗に言うところの個人ビラ、これはもう御承知のように配るところが一定の範囲内に限られておるわけでございまして、私たちがいたしましては、一定の秩序を設けるという立場にいて、個人ビラと同様に配られるやり方につきましては、候補者の名前も入れられるという性格もございまして、御承知のようにしたところでございまして。

○吉川善子君 だから、そういう個人ビラを、戸別訪問を一部解禁したことによってそれを各戸に配れるということにしていたのを今回また禁止したわけで、そのことについて私は何ったわけなんです。

それで、従来自由に配布できた法定ビラが、政府案では選挙運動用政党ビラとして「新聞折込みその他政令で定める方法」に限定されているというところは、今申し上げましたように全く不当です。佐藤大臣も今言われましたけれども、政治活動は自由に認められなければならない、選挙運動でもやっぱ基本的に自由であるべきなんです。しかも、政府は政治改革法案の趣旨説明において政策

（政府委員佐野徳治君）これも、国林の最高機関でありかつ唯一の立法機関である国会の方で、お決めたのでございまして、私どもはこれを尊重させていただきますというものでござい
ます。

○吉川春子君 こんなのがいきなり入ってきて、自治省は答えられないと思いますよ。そういうところでもない修正がここに入ってきているわけなんです。

自治大臣に伺いますけれども、こういう規制について、どうですか、選挙期間には制約があるけれどもその他のときは御自由にやっていただきたいというその答弁と反するのではありませんか。

○国務大臣(佐藤観樹君) 自由にといいまして、事前運動とか一定の規制の問題があることは御承知のとおりでございます。

この修正をどう思うかという、閣僚の立場で言うならば、これは与党及び最大野党であるところの自由民主党さんとの間においていろいろ協議の上で国権の最高機関であるところの議会の修正においてなされたことでございますから、尊重するというのが我々の立場でございます。

○吉川春子君 自治省も自治大臣もお答えになれませんが総理に伺いますけれども、これは昨年の十一月十五日に衆議院通過直前の総・総会談が決裂したんですけれども、その後、政府・与党が取り入れて単独で修正したという経過で入ったと承知しておりますが、総理、なぜこういうものを入れて修正案を出されたんですか。

○国務大臣(細川護国君) 与野党の御議論を十分踏まえてこのような形になった、こういうことでございます。

○吉川春子君 いろいろ今度の政治改革の一連の動きを見ていますと、理念もないし、いろんなこととでくるる変わったところとかなんかがあるんですけれども、このポスターの禁止もやっぱり政党活動を制限するという意味で大変なものであるというふうに思うわけですが。

自治省に伺いますけれども、今回禁止された公職の候補者の政治活動用ポスターというのは一体どういうものなのか、客観的な基準があるんでしょうか、公職の候補者などの政治活動というのは定義づければどういう概念なんですか、伺います。

○政府委員(佐野徹治君) これは、公職選挙法の改正法の百四十三条の十六項、それから十七項、これが関連条文でございますけれども、ここで規制の対象になっておりますのは、公職の候補者または公職の候補者となる者としての政治活動のために使用される公職の候補者等の氏名だとか氏名が類推されるような事項を表示する文書図画、こういうものが規制の対象になるというように理解をいたしております。

○吉川春子君 氏名とか氏名を類推されるようなものと抽象的に言われても、ポスターというのは各党、各候補者が知恵、総力を結集していろいろつくるわけですね。だから、なかなかその判断の基準というのは難しいと思いますけれども、たまたそれだけの基準でもってこのポスターはいわゆる禁止されているポスターなのか許されているポスターなのか、この判断が私は素人ですから大変難しいと思いますけれども、自治省はこういう判断についてはかなりの確信にこれでもってできるんですか。

○政府委員(佐野徹治君) この規定は改正前からございまして、この規定につきましては私どもの考え方は、条文につきましては先ほど読み上げましたとおりのものでございまして、どういふものが規制の対象になるかということにつきましては、その文書の内容だとか記載の態様、こういう具体的な事実関係に即して判断されるべきものであると考えております。

○吉川春子君 ポスターの禁止というのは今回が初めてですね。それとの関係でこれが非常に重要になってくるんですけれども、それでは、今おっしゃられたような基準に基づいてこれが違法のポスターなのかどうかという判断はどこでされるんですか。

○政府委員(佐野徹治君) 規制対象の範囲につきましては今回の改正で変更いたしておりますけれども、先ほど私が読み上げました政治活動のために使用する文書図画で云々、この規定は改正前からございまして、これにつきましては

しては従前から罰則の対象にもなりませんので、個々具体の事案につきましてしかるべき当局におきまして判断をされてきたものでございまして。

○吉川春子君 これは山花大臣でしようか佐藤大臣でしようかわかりませんが、要するに、選挙前の公職の候補者の政治活動用のポスターであるかどうか、もちろん警察もこういう判断は行っているけれども、政党的政治活動に対する警察の干渉、介入、こういうものを許してはならないということと当然のことであると思えます。選挙前六カ月の間、もし政党的政治活動が警察の監視下に置かれるようなことになるとしたら、これは大変なことだろうというふうに思うわけですね。

だからそういう点で、これはすべての点にわたりますけれども、権力の乱用にわたらないように十分な措置がとられる必要があると思えますけれども、ポスター禁止の問題に絡んで伺っているわけですが、こういう措置が十分にとられているのでしょうか。その点について大臣の御見解をお伺いします。

○国務大臣(佐藤観樹君) 警察庁を通じて警察を管轄いたします国家公安委員長としても、権力の乱用はあつてはいけませんけれども、法律の適正な運用ということとは当然やっつけていかなければならぬと考えております。

○吉川春子君 法律の適正な運用と権力の乱用という問題ですけれども、もう一度お伺いしますけれども、権力の乱用にならないような措置が十分にとられているのかどうか、こういう質問です。法律の適切な執行をするのは当然じゃないですか。それが権力の乱用にわたらないようにするための措置がとられているかどうか、この点について伺います。

○国務大臣(佐藤観樹君) 今の問題について、何か撤去命令なりその他罰則もついておりますけれども、当然その解釈等につきましては自治省とも相談の上執行されるというふうに従来からも、つまり裏打ちのポスターの問題とかあるわけござ

いますので、その意味で法律が求めていることかどうかは十分精査をして執行するというのは当然であると考えております。

○吉川春子君 時間がもうなくなりましたので、権力の乱用にわたらないようにということを強く要求して、次に政党助成法の問題を最後にお伺いしたいと思います。

この法律の運用を定めた条項の中に、政党の組織及び運営については民主的かつ公正なものとす

る」という規定が入りました。与党と自民党との協議の中で入れられたものですけれども、どういう経過であつたんでしょうか。

新聞報道によれば、この協議で政党法の制定の必要性が主張されて、また政党に法人格を与える問題が出されて、これは先送りになったわけですが、けれども、こういう形でこの規定が入れられたわけですね。

時間がありませんので私まとめてお伺いしますが、石井委員長、衆議院の方で私どもの東中議員が質問をしたときに委員長は御答弁されました、共産党の心配しているようなことにはならない、心配するなと、こういうふうに言われました。これは政党法とは無関係なんだと、そういうことであろうと思いますが、最後に確認の意味で改めて質問したいと思えます。

○衆議院議員(石井一君) 昨日の当委員会におきまして、多分閣根委員であつたかと思えますが、自民党側の主張を明快にされまして、総理以下の御答弁がございましたので、私はそれには触れませんが、それなりの見識だと思っております。

連立与党側はそれに対しては、それが政党法の設立につながりかねないのではないかと、また結社の自由であるとか政党の政治活動の自由を損なうのではないかと、あるいはまた総・総会意には全く関係がないではないかということを中心として、強くこれに反論をいたしたところでございまして、私は座長でございますからおとなしく両者の意見を伺つておつたということでございまして、あ

えてお尋ねでございますので私の見解を申し述べさせていただきます。

もとより、政党の組織なり運営というのは政党が自主的に民主的に決めることでございまして、要するにそれに介入するべきことではございませぬけれども、ただ国民からこれだけの大きな血税を政党が受けるわけでございまして、やはりそれなりに党の運営は民主的、公正かつ正しく行わなければいかぬということは当然のことでございます。

その問題は、例えば政党の組織とか運営とか党員の意思を反映するとか、あるいは経理に関してその専任体制、監査体制というふうなものはつきりするということとは当然でございまして、それはやっぱり一つの責任として果たさなければいかぬと思います。しかしながら、そのこと自体が直ちに政党法云々という議論ではございせん。法人格をいかにして与えるか、あるいは政党法という問題、ドイツにおきましても大変な議論がございすけれども、そういう問題は今後継続して協議をする、こういうふうなことになるわけでございます。

私は、衆議院でも議論がございましたが、政党が国家介入を防ぐのにどのようにするべきかという意味でも基本的な問題を問われておると思ひますから、今後政治家の深い議論を続けていくべき重要な問題だというふうに認識いたしております。

○吉川善子君 時間がもうなくなりましたので、これで終わりたいと思います。(拍手)

○下村泰君 きこのうで、ひょっとしたらおひな様のうに首のすげかえなんていう失礼なことを申し上げましたけれども、首のすげかえ作業がなくてほっといたしております。

その割には、総理大臣は一晚たつというんことを言われます。求心力がなくなつたとか、統率力がなくなつたとか、やっぱり殿様はだめだつたとか。ごそごそごそ、よくまああれだけ活字を並べられるものだと思つて、私はもうつくづく

総理大臣なんていうものは絶対になるものじゃないと思ひましたね。

いつも申し上げますように、私はもう障害者の福祉問題しかここでやらせていただいております。ほかのことは何にもできません。それで、いつも心配するんですけれども、あらゆる委員会に所属いたしました、その各委員会が全部私は福祉問題を取り上げてきました。ただ、一番困るのは、大臣の首がかわるたびに変わつてしまふんですね。必ず申し送つてくださいますと云つてあるにもかかわらずそれは申し送つてないとか、あるいは横の大臣が両方でお話しをしてくれないとかいろいろあるわけです。

そこで、一つ総理にお伺ひしたいんですけれども、別にこれはお尋ねしたいことか悪いことかは見当が付きませんが、総理の思うようにいかなかった今回、いつごろまたそういうことをおやりになるんですか、ちよつと伺つておきたいんです。

○国務大臣(細川護国公) 今のところ全く考えておりません。そういうことでございす。

○下村泰君 全く考えておりませんとおっしゃるんですけれども、またいつどういふ風の吹き回しでどうなるか、こちら心配なんです。そうなりますと、いろいろとお尋ねすることがまた重複したり何かして、いつどういふ質問をしていいのかわ見当がつかなくなりまして、それだけはつきり伺つておきます。当分ありませんね。

それでは、本題に入りたいと思ひます。

きのうも終わりの方の質問でお尋ねしたんですけれども、国政レベルではかなり点字の選挙公報が出されているというふうには伺ひました。これは大変ありがたいことで結構なことだと思ひますけれども、中途失明者がいるんです、途中で目の不自由になつた方が。こういう方は意外と点字をとお読みになれない方が多いわけです。そうなりますと、頼りになるのはこつちなんです。耳しかなければ、朗読テープなんというのがあるわけです。それと、朗読テープなんというのがあるわけです。選挙公報の朗読テープというものが今どういふふうになつてゐるのか、どの程度作成されているのか、それをひとつ伺ひたいと思ひます。

か、それをひとつ伺ひたいと思ひます。

○政府委員(佐野徹治君) 点字公報につきましては、昨日御答弁をさせていただいたとおりでございますけれども、今お話しした選挙公報の朗読テープにつきましては、私もまだその実態について十分承知をしていない面もございすので、今後その実態の把握に努めさせていただきますと考えております。

○下村泰君 そうしますと、作業的にはまだ全然やつていらつしやらないわけですか。

○政府委員(佐野徹治君) 朗読テープにつきましては、ちよつと私も実態を十分に把握しておらないというのが現状でございます。

○下村泰君 そうしますと、もしその内容を把握なされて、この後それをやってみようというふうなお試み、お気持ちはありますか。

○政府委員(佐野徹治君) 内容自体につきまして十分承知をしておりますので、まず内容を把握させていただきます、これが先ではなからうかと考えております。

○下村泰君 そうすると、内容が把握できれば、もしやる必要があるとすればやるといふことに受け取つてよろしいわけですか、こつちは。

○政府委員(佐野徹治君) その内容を承知しておりますので、内容を把握させていただきますのがまずともかく先決である、こういうふうに考えております。

○下村泰君 大変弱つたもので、こういうことがまだ自治省の方でつかみ切れてないということ、は、自治省としていかにこういう方々の持つてくる参政権に対してもまるで冷たい扱いだということとがこれではたれたわけですか。これは私は非常に悲しいことだと思ひます。

それからもう一つ、健常者の方々にとつては何だそんなことかと思ひますけれども、知的障害の方々がいらつしやるわけですね。こういう方々はいろんな選挙公報や何にしても難し過ぎるんです。普通の人は普通に受け取るんですけども、こういう方々の中には読み切れない方もいらつしやる。しかし、ルビが振つてあればわかる方もいる。それから、言い回しが非常にやこしい。実際、裁判用語なんというのはまるつきり私には今でもわかりません。また、国会用語なんかでも私も時々わからないことがございす。ましてやこういった理解に苦しんでいらつしやる方々に対して、わかりやすいような選挙公報というものが出せるものか出せないものか、伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤栄蔵君) 私たちもハンディキャップを持った方にできる限りの選挙への参加、投票への参加ということをするために努力することは当然だと思ひます。

ただ、現実に選挙運動期間が短くなり、例えば衆議院の場合に解散から投票日という期間が大変短くなつたという中に、県の選挙が下村委員今御要望のことがどこまでできるか。例えば、それを配る対象に対してそれを配ることがまた別の意味の差別に通じてこないのかということもございす。また、平易な表現、ルビを振るといふことは可能だと思ひますが、平易な表現というのは公報を出した人の真意を損ねることにならないのか、だれがそれを責任を持つてやるのかというやうなことになるまいかと、やっぱり選挙の公平を期すという面からいいますと、せつかくの御指摘がございすけれども、なかなかこれは難しいのではないかと現時点では私は言わざるを得ないと思ひます。

○下村泰君 何か知りませんけれども、こういう問題になると、大抵、公平公正と云う。いい言葉ですね、逃げ言葉としては。公平公正、実にいい逃げ言葉としてこれ使い過ぎるんじゃないかなという気が私はするんです。わかりやすくすると、私には思ひます。まして立候補をなさつてゐる方々は、それがだれにでもわかりやすく自分の言つてゐることを説明してもらえれば、こんなに

得なことは逆になんじやないですかと私は考えますよ。

それから、こんなことがあるんです。
一九八九年一月、今から五年前になりますけれども、ある新聞が、「福祉施設入居者二十五人、選挙権に」というタイトルなんです。こういう見出しなんです。東京都から補助金を受けて運営されている山梨県精神薄弱者更生施設に三十人の入居者がおるわけなんです。その三十人のうち東京都出身が二十五人おるんです。この二十五人が町長選に投票できなかった。なぜできなかったかというと、県外入居者が地元国民健康保険に加入することによって医療費がふえるのを嫌った町の方が住民登録を拒否したというんです。住民の登録を拒否した、こういうことがある。これは厚生省とよく相談していただかなきゃならない問題なんですよ。けれども、こういうのを自治大臣、どういふふうにお受けとめになりますか。

○国務大臣(佐藤観樹) 経過につきまして、下村委員今言われましたように、昭和六十二年にいずみの家をつくるときに、東京都と山梨県との間で今御指摘のように住民票は移動しないで遠隔地扱いをする、それは国保の加入の問題があるのでそういう取り扱いをするということでこの施設を設置をしたようにございます。

今ございましたように、そういうことになりましたと、住民票がございませぬものですから選挙の投票ができないという大変重要な問題が起ったわけでございます。言うまでもございませぬけれども、住民基本台帳というのは、そこに実態的に居住している、生活をしているということを厳正に確認をいたしまして、そして市町村長がそれを住民基本台帳の記録に正確に載せるという非常に重要なものでございますので、私たちといたしましては、これは住民基本台帳の適正な運営という立場から、ちゃんと住民票を移すように、このことを指導していくようにしております。
○下村泰君 こういう問題は、これから先は起きないわけですね。

○国務大臣(佐藤観樹) そうです。

○下村泰君 続いて一九九一年三月四日の報道なんですけれども、石川県の県議員の発言にこういうのがあるんです。これは新聞の記事に載っていたのをそのまま写してありますけれども、「重症心身障害児の成人した人たちがおるわけですね。何でもか知らぬけれども、その方がたが投票をしておる、現実には。そんなことは現実にはあり得ないことなんです。正直いまして。そういうような投票もできないんですから、何も言うこともできないんです。棄権になるのが常識なんだけれども、投票をしておるということを何人の人からもきいております」。こういう発言をしているんですよ、県議会議員が。

この議員さんは一時間後にはすべて取り消したそうですが、こういう考えの人が意外に多いんじゃないかと思うんです。これだけははっきり申し上げますけれども、どんなに重度な障害者でも意思のない人はいないんですよ。障害者を持つていの方で個人の意思を持たない人はいないんです。そういう事実がたくさんあるんですよ。総理もごらんになったでしょう。ごらんになったかどうか、人間の脳細胞がどうなっているかというのをこの間NHKでやっていました。人間の脳細胞というのは物すごい力があるんです。失った脳細胞がリハビリすることによってどんどん糸のよう伸びていつてはか糸とくっついて、それでどんどん細胞が生き返るというのを現実に見せられて私は驚きました。そういう例は幾らもあるんです。例えば、植物人間のようになっていた脳性小児麻痺のお子さんの耳元で毎日決まった時間に決まった時間帯だけその人の名前を呼びかける。医師がさじを投げたそのお子さんが、毎日やることによつてついに反応を示し始めるんです。これは、そのNHKの脳細胞のあれをやったドキュメンタリーを見てつくづく思いましたけれども、そうすることによつて人間の能力というのはよみがえるんです。

それから、アメリカのあるインストラクターでよく何とかダンスとかやりますが、それは重度障害者、縛りでもつていすに結わえつけられた障害者を周りに置きまして、真ん中で十六ビートとか三十二ビートで物すごいロックのリズムをやるんです。そうしますと、全然動かなかった人たちが動くんですよ。脳細胞がそれに刺激されて動くようになるんです。だから、どんな障害者でも自分の意思を持たないということはありません。そういうことを考えますと、自治省としても障害者あるいは難病者の参政権、こういうものの保障を含めて広く国民への啓蒙、啓発が必要だと思いますが、これはやはり方の工夫が非常に必要だと思えますけれども、自治大臣はどういふふうにお考えでしょうか。

○国務大臣(佐藤観樹) 全体的なことにつきましては、自治省だけでできることではございませぬけれども、今、下村委員から御紹介があったようなことが、たしか議会の中でそういう発言がなされたことは、ハンディキャップを持った方々に対する温かみと申しましようか、そういうことも非常に欠けて残念な発言だというふうに思っております。

したがって、先ほど触れましたけれども、でき得る限りハンディキャップを持たれた方も政治活動あるいは選挙の投票等にも参加できるように、点字投票にしても、あるいは一定の限度があるんですが、病気のほう代理投票にしてもあるいは不在者投票にいたしましたも、できるようにしていくという手だてを私たちとしては講じておるといふところでございます。

○下村泰君 そういうお答えをいただくと、本当に首のすげえがなくてよかったなとつくづく思います。
それから、おとしですか、佐賀市でのリコー署名で手などの障害のために代筆署名が認められなかったという事件、まあ事件といいますが、そういうことが起こりました。実は、もう佐賀だけの話ではないんですね。たびたびあちらこちら

でこういうことが起きている。公職選挙法では、筆記不可能な人のために投票所で立会人が本人の意思確認を行い代理人が筆記して投票する代理投票、これは設けられているわけです。こういうことだつてこれは準じてしかるべきではないかなと思ふんですけれども、どうなんですか。
○国務大臣(佐藤観樹) 私たちも住民訴訟と申しましようか、あるいは直接請求と申しましようか、このことは首長なりあるいは議員に任せるといういわば代表民主制を補完するものとして非常に重要だといふふうには思っております。

しかし一方で、下村委員の絶えずの御質問は性善説に立たれて、それを逆用される方も残念ながらいらつしやるものですか、公正公平といふことを私絶えず言わざるを得ないのであります。何もそれはハンディキャップを持つていの方だけの問題ではなくて、選挙の投票、選挙活動といふものは絶えずやはり公平公正といふものが担保できるものじゃなきゃならぬといふふうに考えておるわけでございます。この直接請求の問題も、委員が今言われましたような問題につきましては当然許されるべきものだと思っております。

一方、じゃ、だれでもいいかといふことを、代理投票といふものをどういふ範囲で認めるべきことなのか。今御指摘のように、何らかの身体上の故障等によりまして自分の名前が書けないという方について現行法ではこれは署名することができないことになっておりますけれども、身体上の障害によりまして自己の氏名が書けないという方についてどういふふうにしていくか。それは一面、不正や違法行為といふのをなくして、公平公正といふものを保つためにどうやっていくかといふことを実は関係省庁、法制局等と相談をして今検討を早めておるというところでございますので、その範囲内で御理解をいただければと思います。
○下村泰君 私、国会に来ていつも思うんですが、検討を早めていってとか検討させていただきますというの、一体どこからどこまでがどうなるのか何だか知りませんが、昔、藤山さんという

されていく現実的で妥当な案だと答弁されていたことから大きく後退したものであることは明白

であります。

しかも、比例代表の選挙区を全国から十一ブロックに変更したことにより、少数政党と多様な民意反映の機能がさらに減殺されることは言うまでもありません。その上、全国で政党として選挙活動が認められるためには、すべてのブロックに定数の二割以上の立候補が要件とされたために四十五人以上の候補者を立てることが必要となり、二億七千万円以上もの高額の出金とも相まって、少数政党や新しい政党がそもそも選挙に参入する道すら極めて厳しく閉ざすものとなり、まさにこれは民主主義の原点を侵害するものであります。

これが第一の反対理由であります。

第二は、連立与党が政治改革の魂あるいは連立政権の生命線とまで言ってきた政治家個人への企業・団体献金禁止を一転して容認したことであり

もともと、前国会で強行可決した法律は政党支部をトンネルとして政治家が企業献金を受けることができる抜け道だらけだという厳しい批判がなされていたものでしたが、今回の改正は、これを公然と政治家個人も受け取ることができるようにし、しかも、この法律の施行五年後に禁止する措置を講ずるものとするとして、新たな立法措置をとらない限り企業の献金が引き続き認められることになっているのであります。これでは、腐敗防止のための法案どころか、どの世論調査でもこれまで明らかな企業献金を禁止せよという国民の正当な要求を踏みにじるものと言ふはありませ

ん。

反対理由の第三は、このように企業・団体献金を全面的に復活させながら政党助成制度はそのまま温存したことであり、公費の助成について、総理は就任当初の所信表明で、統廃する政治腐敗事件が企業などの団体献金に起因することを考えますと、この際、公費助成の導入などの措置を講ずることによって廃止の方向に踏み切ると説明されていました。この総理

の説明からしても、企業献金を政党だけでなく個人にまで認めておいてその上なぜ政党助成制度を残していくのか、全く筋が通らないことになるのであります。

そもそも政党助成は、憲法第十九条の思想、良心の自由及び憲法第十五条の国民の参政権を侵害する憲法違反の法律であり、このような制度は廃止すべきであります。

しかも、今回、助成法の運用規定に、政党は「その組織及び運営については民主的かつ公正なものとす」と加えてあります。しかし、政党の組織や運営は全面的に政党の自主性にゆだねるべきこととは言ってもありません。これを法律で規制することは憲法第二十一条の結社の自由を制限するものになりかねず、政党一般を規制する政党法はもちろん、我が党はこれを容認することはできません。

第四は、選挙のときこそ最大限に保障されなければならぬ政党と候補者の選挙・政治活動の自由を一層制限し、いわゆるべからず選挙、暗やみ選挙を拡大していることでもあります。

選挙活動の自由回復の第一歩とされていた戸別訪問は再び禁止をされました。特に重大なことは、政党の配布するビラについて、配布方法が自由であったこれまでの法定ビラの制度を廃止して、政党の最も基本的な政策宣伝活動に重大な制限を加えたことでもあります。これは、政党の政治活動の自由及び国民の知る権利を甚だしく奪うものであり、絶対に容認できません。これでは政党・政策中心の選挙などと言えないことは明白であります。

さらに、我が国の供託金は世界的にも例のない高額で、国民の被選挙権を侵すものになっております。本委員会の審議で、我が党の聴議議員が高過ぎる供託金を適切な額に改めるための協議が必要ではないかと提起したことに対して、連立与党の党首である各閣僚も、今後検討すべき問題点があることを認めざるを得なかったところであります。

以上述べたとおり、本法案は真の政治改革を求める国民の願いを真つ向から踏みにじるものと言わざるを得ません。

金権腐敗政治一掃という国民の切実な要求を選挙制度の問題にすりかえ、悪の根源である企業・団体献金をほぼ全面的に復活温存した上、決定的に小選挙区制中心、少数政党差別の仕組みを強め、多様な民意を切り捨て、虚構の多数による政権によって、国民の意思に背いても強力な政治を進めようとする反憲法的本質はますます明白になったと言わねばなりません。

我が国の歴史でも二度にわたって小選挙区制が廃止されたように、民主主義発展の方向、世界の流れに反する本法案は、憲法と民主主義を願う国民の手によっていずれ廃止される日が必ず来ると確信いたします。我が党はそのためにも今後とも奮闘する決意であることを表明して、私の反対討論を終わります。(拍手)

○委員長(上野雄文君) 他に御発言もないようです。討論は終局したものと認めます。これより採決に入ります。

公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案、政治資金規正法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案及び政党助成法の一部を改正する法律案、以上四案を一括して採決いたします。

四案に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長(上野雄文君) 多数と認めます。よって、四案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。(拍手)

なお、四案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(上野雄文君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。本日はこれにて散会いたします。

平成六年三月八日印刷

平成六年三月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局